

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に
基づく県税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成
26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和25年
法律第226号）その他の地方税に関する法律並びに山口県税賦課徴収条例（昭和25年山
口県条例第39号）及び山口県産業廃棄物税条例（平成15年山口県条例第40号）による
地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続に係る
個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する個人
番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第2条第
4項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適
当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適
当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、以
下のとおり定め、平成28年1月1日から適用します。

別表第一欄に掲げる規定の同第二欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適
当と認める書類等を同三欄に掲げるとおり定めます。

(別表)

第一欄	第二欄	第三欄		具体例
規則第一 条第二号	官公署から発行され、又は発 給された書類その他これに類 する書類であって、行政手続 における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関す る法律施行令（平成二十六年 政令第百五十五号。以下「令」 という。）第十二条第一項第 一号に掲げる書類に記載され た氏名及び出生の年月日又は 住所（以下「個人識別事項」 という。）が記載され、かつ、 写真の表示その他の当該書類 に施された措置によって、当 該書類の提示を行う者が当該 個人識別事項により識別され る特定の個人と同一の者であ	1-1	税理士法施行規則（昭和二十六年大 蔵省令第五十五号）第十二条に規定 する税理士証票（提示時において有 効なものに限る。以下「税理士証票」 という。）	税理士証票
		1-2	本人の写真の表示のある身分証明書 等（学生証又は法人若しくは官公署 が発行した身分証明書若しくは資格 証明書をいう。以下同じ。）で、個人 識別事項の記載があるもの（提示時 において有効なものに限る。以下「写 真付身分証明書等」という。）	写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書（船員手 帳、海技免状、狩猟・空気銃 所持許可証、宅地建物取引士 証（宅地建物取引主任者証）、 電気工事士免状、無線従事者 免許証、認定電気工事従事者 認定証、特種電気工事資格者 認定証、耐空検査員の証、航 空従事者技能証明書、運航管

	ることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの			理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等)
		1-3	戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）	戦傷病者手帳
		1-4	個人番号利用事務等実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を使用して当該個人番号利用事務等実施者に対して提出する場合に限る。）	県から送付されるプレ印字申告書 個人番号関係事務実施者から送付される個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）がプレ印字された書類
		1-5	官公署又は個人番号利用事務実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を申告書又は申請書等と併せて個人番号利用事務等実施者に対して提示又は提出する場合に限る。）	手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書
規則第二条第一項第六号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行	2-1	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	個人番号カード
		2-2	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。）	自身の個人番号に相違ない旨の申立書

	う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)	2-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十二条第一項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。)	国外転出者に還付される個人番号カード
規則第二条第三項第二号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	3-1	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。)	学生証（写真なし） 身分証明書（写真なし） 社員証（写真なし） 資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）
		3-2	地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が六か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。)	地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 納税証明書
		3-3	印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から六か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。)	印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可） 住民票の写し、住民票記載事項証明書 母子健康手帳

		3-4	<p>地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの(以下「本人交付用税務書類」という。)</p>	<p>特別徴収税額通知書(給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書)</p> <p>退職所得の特別徴収票</p> <p>納税通知書</p> <p>源泉徴収票(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票)</p> <p>支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書)</p> <p>特定口座年間取引報告書</p>
規則第二条第四項第五号	<p>過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情(以下「事項等」という。)であって財務大臣等が適当と認める事項等</p>	4-1	<p>修正申告書に記載された修正申告直前の納付すべき税額若しくは還付金の額に相当する税額又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の納付すべき税額若しくは還付金の額に相当する税額その他これに類する事項</p>	<p>修正申告書に記載された修正申告直前の納付すべき税額又は還付金の額に相当する税額</p> <p>更正の請求書に記載された更正の請求直前の納付すべき税額又は還付金の額に相当する税額</p>
規則第二条第五項	<p>本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項</p>	5-1	<p>個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号(本人名義に限る。)、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項</p>	<p>社員番号</p> <p>職員番号</p> <p>契約番号</p> <p>保険始期日(保険終期日)</p> <p>保険契約者名</p> <p>被保険者名</p> <p>保険金受取人名</p> <p>顧客番号、顧客ID</p> <p>証券番号</p> <p>口座番号</p> <p>取引口座に係る指定した時点の銘柄や残高</p>

				直近の取引年月日
規則第二 条第六項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	6-1	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第二条第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかな場合	雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合
		6-2	所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合	扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合
		6-3	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合	継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合
規則第六 条第一項 第三号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をする	7-1	本人の署名及び代理人の個人識別事項の記載があるもの（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）	本人並びに代理人の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）の記載のある提出書類

	ことを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	7-2	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限り、税理士法第二条第一項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）	本人しか持ち得ない書類の提出（例：個人番号カード、健康保険証）
規則第七 条第一項 第二号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第十二条第三項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	8-1	税理士証票	税理士証票
		8-2	写真付身分証明書等	写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）
		8-3	写真付公的書類	戦傷病者手帳

規則第七 条第二項	登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）	9-1	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から六か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。）並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（以下「社員証等」という。）	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」） ・登記事項証明書（登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む） ・印鑑登録証明書
		9-2	地方税等の領収証書等（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が六か月以内のものに限る。以下「法人に係る地方税等の領収証書等」という。）及び社員証等	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」） ・地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 ・納税証明書
規則第九 条第一項 第二号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	10-1	写真なし身分証明書等	学生証（写真なし） 身分証明書（写真なし） 社員証（写真なし） 資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）
		10-2	地方税等の領収証書等	地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 納税証明書
		10-3	写真なし公的書類	印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可） 住民票の写し、住民票記載事項証明書 母子健康手帳

		10-4	本人交付用税務書類	<p>特別徴収税額通知書（給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書）</p> <p>退職所得の特別徴収票</p> <p>納税通知書</p> <p>源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票）</p> <p>支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書）</p> <p>特定口座年間取引報告書</p>
規則第九条第三項	本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	11-1	本人と代理人の関係及び個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号(本人名義に限る。)、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項	<p>社員番号</p> <p>職員番号</p> <p>契約番号</p> <p>保険始期日（保険終期日）</p> <p>保険契約者名</p> <p>被保険者名保険金</p> <p>取人名</p> <p>顧客番号、顧客ID</p> <p>証券番号</p> <p>口座番号</p> <p>取引口座に係る指定した時点の銘柄や残高</p> <p>直近の取引年月日</p>

規則第九 条第四項	令第十二条第三項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	12-1	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第十二条第二項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかな場合	雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
		12-2	扶養親族等であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合	扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
		12-3	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合	継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
		12-4	代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第七条第二項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合	過去に実存確認をしている場合（法人の場合）
規則第九 条第五項 第六号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	13-1	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	
		13-2	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。）	自身の個人番号に相違ない旨の申立書
		13-3	還付された個人番号カード	国外転出者に還付される個人番号カード